

令和8年10月1日

建設業労働災害防止協会 御中

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 事務局長

改正労働安全衛生法等に係る説明会の開催へのご協力について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

貴会におかれましては、個人事業者等安全衛生推進協議会の構成員として、個人事業者等の安全衛生確保支援事業の運営に格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会におきましては、5月13日の第1回協議会にてご確認いただきました方針を踏まえ、教材等検討会を重ね、構成団体をはじめとする関係団体の皆様が実施される説明会等に向けて、準備を進めて参りました。

今般、改正労働安全衛生法関係の説明資料が整い、各地で説明会が順次開催される運びとなりました。

また、時間的制約等により説明会への参加が難しい関係者の皆様向けに作成することとされていた短時間の説明会補足動画（別添一覧表参照）も収録が済み、近日中に厚生労働省公式 YouTube チャンネルに掲載する予定にしております。

*チャンネルのURL [MHLWanzenvideo - YouTube](https://www.youtube.com/channel/UCWanzenVideo)

当連合会では、皆様からの説明会開催の申込を受け、資格のある講師を派遣して、改正法の内容を正しく、わかりやすく解説し、理解を深めていただき、すべての関係者が健康で安全に就労する一助となるように取り組んで参りたいと考えております。

業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴団体におかれましては、下記を踏まえ、貴団体の関係者の皆様を対象とした説明会の開催についてご検討いただきますようご協力をお願い申し上げます。

記

1 説明会の内容、時間等

- （1）説明会の資料は、「個人事業者等向け」、「注文者等（作業場所管理事業者を含む。）向け」にそれぞれ作成しておりますが、開催主体の要望を踏まえ、講師との間で説明内容を調整して開催いたします。
- （2）説明会の時間は、2時間程度を基本としていますが、時間が確保できない場合には、説明時間を30分とし、その余は、都合のつく時間に短時間の説明会補足動画を視聴していただくことも可能としております。
- （3）開催形式：対面による開催、オンラインによる開催（Zoom）、いずれも可能です。
- （4）対象者：貴団体の会員のほか、貴団体や会員における安全衛生活動の推進に参画する者（産業医、産業保健スタッフ等）
- （5）説明会の開催時期：令和8年9月から令和9年2月中旬頃まで

(6) 説明会に関する全基連HPのURL、申込フォーム

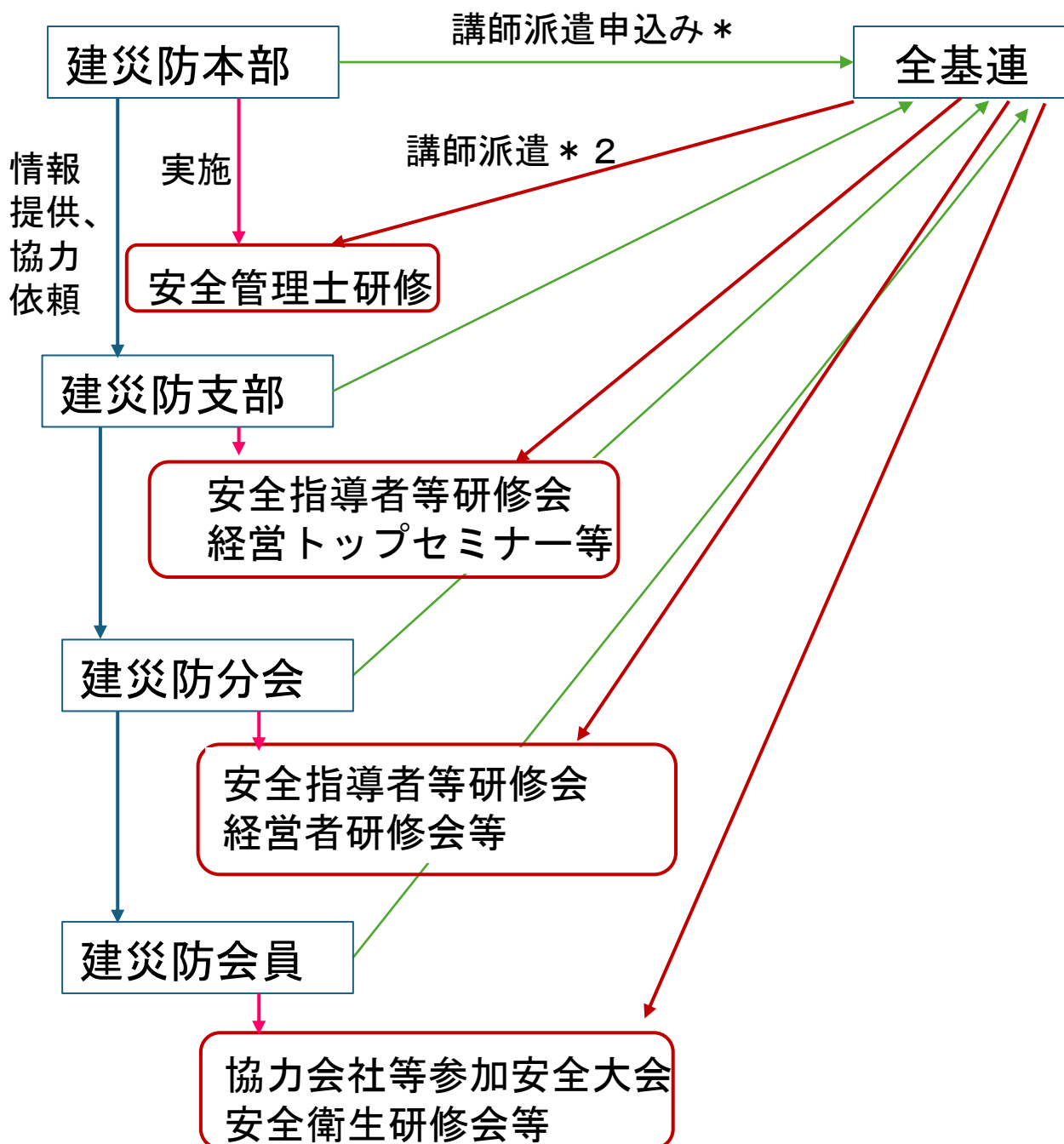
<https://zenkiren.com/jutaku/kojin-jigyosha/setsumeikai.html> (申込フォームにもリンク)

または、全基連HP (ホーム) →受託事業→個人事業者等の安全衛生確保支援事業→説明会への講師派遣等→「説明会への講師派遣等申込フォーム」から申し込んでください。

<本件照会先：公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会 (全基連) >

TEL 03-5283-1030 担当 川田代 磯谷 寄木 高橋 中山

改正労働安全衛生法等に係る説明会の開催について（イメージ図）



＊講師は、説明会実施団体が、直接、全基連ウェブサイトの申込フォームに記入することにより派遣を申し込む。

＊2対面、オンライン（Zoom）いずれも可能。

開催方式は、説明会単独開催のほか、上記の各種研修、セミナー等の中での説明も可能。

時間は、2時間程度を基本とするが、最短30分で、後は、都合の良い時間に短時間の説明会補足動画（15～30分程度）を視聴することも可能。